【書類提出:事業者→プラザ】

メールフォームでの問い合わせ後に、送られてきたメールアドレスへ次の① ~④を提出してください。

- ① 省エネ診断助成金交付申請書 … 様式第1号その2
- ②省エネ診断 事前アンケート及び確認事項 … 様式第 | 号別紙 2
- ③省エネ診断支援専門家派遣事業にかかる同意書 … 様式第2号
- ④C02 ネットゼロに取り組む宣言書 … 様式第 1 2 号



【交付決定通知:プラザ→事業者】

メールにて「省エネ診断自己負担額分に対する助成金の交付決定について (様式第7号)」を送付します。



【各専門機関への申込:事業者→専門機関】

それぞれ所定の方法にて、専門機関へ省エネ診断の申込をしてください。



【省エネ診断の実施~支払い等:事業者↔専門機関】

- ・各専門機関の専門家が、事業所を訪問して省エネ診断を実施します。
- ・費用として I 万~2.5 万程度が発生しますが、後ほど請求して頂ければプラザから助成致します。(振込手数料は除く)
- ・費用について、専門機関によって前払いと後払いの場合があります。



【助成金の請求等:事業者→プラザ】

- ・報告会の完了後、プラザからアンケートを送付します。
- ・「報告会」と「専門機関への支払い」が完了した時点で、省エネ診断は完了となりますので、以下の①~④をプラザあてにメールにて提出してください
- ①省エネ診断実施に関するアンケート … 様式第 1 1 号
- ②銀行振込支払明細の写し
- ③省エネ診断報告書 … 専門機関から受領したもの
- ④滋賀県産業支援プラザ省エネ診断助成金交付請求書 … 様式第 | 4号